

平成28年11月1日

会 議 概 要

審議会等の名称	平成28年度第1回市川市社会教育委員会議		
開催日時	平成28年10月13日（木）14時30分～16時00分		
開催場所	市川教育会館3F 多目的室		
出席者	委員	千坂行雄委員長、横田恒幸副委員長、清水輝和委員、石塚由乙委員、寺内理絵子委員、福田潔子委員、石原みさ子委員、成田久江委員、長澤成次委員、野澤順治委員、立原充彦委員、天野敏男委員、渡邊晴美委員、田中真理子委員	
	所管課	生涯学習部 社会教育課	
	関係課	教育総務課、就学支援課、教育施設課、青少年育成課、社会教育課、中央図書館、考古博物館、教育政策課	
	議題及び会議の概要	公開・非公開の別	非公開の場合の理由
	生涯学習部 平成28年度事業概要（報告）	公開・非公開	・会議公開指針第6条第 号該当 ・公文書公開条例第8条第 項第 号該当
	市川市のコミュニティ・スクールについて（報告）	公開・非公開	・会議公開指針第6条第 号該当 ・公文書公開条例第8条第 項第 号該当
		公開・非公開	・会議公開指針第6条第 号該当 ・公文書公開条例第8条第 項第 号該当
		公開・非公開	・会議公開指針第6条第 号該当 ・公文書公開条例第8条第 項第 号該当
		公開・非公開	・会議公開指針第6条第 号該当 ・公文書公開条例第8条第 項第 号該当
傍聴者の人数	0 人		
閲覧・交付資料	・「生涯学習部 平成28年度事業概要」（報告資料） ・市川市のコミュニティ・スクールについて（市川市の今後の教育について）（報告資料）		
特記事項			
所管課	生涯学習部 社会教育課（内線：4331）		

平成 28 年度 第 1 回社会教育委員会議録

平成 28 年 10 月 13 日 (木) 14:30～16:00

市川教育会館 3F 多目的室

■出席者

社会教育委員 千坂 行雄 委員長、横田 恒幸 副委員長、
石塚 由乙、渡邊 晴美、田中 眞理子、天野 敏男、清水 輝和、
立原 充彦、福田 潔子、寺内 理絵子、石原 みさ子、
長澤 成次、成田 久江、野澤 順治 (14名)

生涯学習部 千葉 部長、松本 次長、板垣 教育総務課長、木村 就学支援課長
戸佐 教育施設課長、野村 青少年育成課長、川野 社会教育課長、
大里 中央図書館長、大道 考古博物館主幹

教育政策室 石田 教育政策課主幹
事務局：藪崎 主幹、清水 主幹、青山 主幹、吉野 副主幹、大崎 主査
三田村 主査 (16名)

■会議録

発言者	内 容
松下教育次長 千葉部長 事務局 千坂委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 辞令交付 および 挨拶 ・ 平成 28 年度生涯学習部職員紹介 ・ 委員長・副委員長選出 ・ 市川市社会教育委員設置条例に基づく会議成立の確認
各課長・館長	(1) 「生涯学習部 平成 28 年度事業概要」 ※別紙参照
天野委員 社会教育課長	公民館の利用料の値上げに関して、今後、利用料の改善・緩和の予定はあるか。 今回の値上げは、利用者と利用しない方の負担の是正を図ることで、2 段階に分けて値上げをした。市内の公共施設全てでやっているの見直しはない。施設の整備や改修等で利便性を高めて利用者に還元していく。
千坂委員長 社会教育課長	どの団体でも利用料は上がっているのか。 利用料の値上げとともに、減免制度の見直しも行い、市全体で減免制度を統一した。 今まで無料であった団体も 25% の負担をしてもらっている。
成田委員 社会教育課長	利用料はどのくらいか。 公民館については、市民と市外の方で利用料を分けてやっている。1 平米当たり 1 時間 7 円ぐらいで面積によって金額を決めている。市外の方は 2 倍になる。
横田委員	値上げはやむをえないが、利用者にとどのようにプラスになるのか。資料によると今年度の改修工事は 2 館である。施設の改修が値上げの理由となるのか。

社会教育課長 横田委員	値上げは利用者と利用していない方の負担の公平性から行っている。 利用者から値上げについて抗議があったときに、利用者が納得できる答えを公民館の窓口職員が一律にできるようにしたほうが良い。
成田委員	公民館で幼児は簡単な食事ができるようにしてほしい。
社会教育課長	休憩スペースがある公民館はできるが、ない公民館は難しい。今後検討していく。
石原委員	放課後保育クラブに待機児童はいるか。また、今後クラブ数を増やす計画はあるか。
青少年育成課長	28年度当初は60数名いたが、現在は30数名まで減っている。夏休み後に退所する児童が多いため、年度末には待機児童はいなくなる。来年度の増設については検討中である。今年度は8クラブ増設した。
石原委員	女性の活躍が期待されているので、待機児童が出ないようにバランスをもってやってほしい。6学年まで延長されたが、高学年の人数は予想を上回っているのか。
青少年育成課長	高学年は予想ほど増えていないが、28年度当初は前年比で500名ほど増えている。
石原委員	待機児童が0であるように取り組んでほしい。
教育政策課主幹	(2) 市川市のコミュニティースクールについて(市川市の今後の教育について) ※別紙参照
長澤委員	学校支援コーディネーターについて、現在市川市には45校に配置されていることから45名のコーディネーターがいるのか。地域学校協働本部ができたときに、市内の学校支援コーディネーターと地域学校協働本部のコーディネーターはどのようになるかと予想しているのか、統括コーディネーターについてはどのように考えているのか。
社会教育課主幹	学校支援コーディネーターは2名配置している学校もあり、51名いる。いずれは全校に配置予定である。
教育政策課主幹	地域学校協働本部では、今の学校支援コーディネーターをそのまま配置し、中学校ブロックの中で相談して行う。統括コーディネーターについては、ブロックの学校支援コーディネーターでチームを作り協力してできる体制を作る。
天野委員	地域団体とは、何を指すのか。
教育政策課主幹	どこまで連携が取れるかは、地域の実情によって変わってくるので明示をせず、地域団体としている。地域団体とは、自治会のほかに、地域を拠点として活動をしている団体を考えている。
清水委員	学校間の連携が取れることにより、中学校の部活動の指導者の問題が解消されることを望んでいる。
事務局	全国社会教育研究大会千葉大会について、社会教育委員から数名出席 2/1 葛南地方生涯学習振興大会 市川にて開催 詳細は後日連絡 次回社会教育委員会の開催について H28/1/25(水)の予定

平成28年10月26日 (承認)

市川市社会教育委員長 千坂 行雄



生涯学習部 平成28年度事業概要（社会教育に関連する所管課分のみ）

1 青少年育成課

■放課後保育クラブ事業

小学生で、放課後保護者の就労等により保育を受けられない児童を対象に、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とする。

運営方法については、市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例により公設・民営（平成18年4月より指定管理者として、社会福祉法人市川市社会福祉協議会を指定）で運営している。

【平成28年4月1日現在 クラブ数 46クラブ・107保育クラブ室 入所数 4,213人】

■青少年相談員活動事業

青少年相談員は「千葉県青少年相談員設置要綱」に基づき、千葉県知事及び市川市教育委員会から委嘱され、青少年の身近な相談相手、理解者としてボランティアで活動しており、市内13地区を基に連絡協議会を構成し青少年の健全育成を推進している。

- ・相談員数 175名
- ・任期 3年（平成28年4月1日～31年3月31日）
- ・活動内容 市内13地区による主催・共催事業及び自治会、子ども会、コミュニティサポート推進委員会、市関連行事への参加・協力
- ・連協活動 「いちかわ子ども村」キャンプの開催、機関紙「かたぐるま」の発刊、葛南地区行事への参加、各種研修会の開催など

■子ども会育成会連絡協議会補助事業

市内13地区内の単位子ども会の連合体である「市川市子ども会育成会連絡協議会」に対し、子ども会の活性化、指導者の養成、青少年健全育成事業の実施についての活動費の一部を助成し、堅実な活動と発展を促進し、青少年の健全育成を図っている。

■青少年指導者育成事業

生涯学習の推進、地域リーダーの育成という観点から次の講習会を実施する。

- ① わんぱくセミナー
 - ・対象者：小学校5・6年生
 - ・目的：遊びや自然体験を通して、基本的な生活力や創造力を養う
いろいろな人と交流する中で、集団における自分の役割を体験的に学ぶ
- ② ジュニアリーダー講習会
 - ・対象者：中学生
 - ・目的：集団活動を通して、リーダーシップ力及びメンバーシップ力を高める
様々な体験を通して、中学生としての資質向上を図る
- ③ ヤングカルチャースクール
 - ・対象者：高校生
 - ・目的：様々な体験を通して知識や技術を習得し、青少年リーダーとしての資質向上を図る
小・中学生を指導する体験を通して、リーダーシップ力を高める
- ④ グループリーダーアカデミー
 - ・対象者：18才以上（高校生は含まない）
 - ・目的：子ども会、学校、青少年団体などの子どもの指導者としての資質向上を図る
レクリエーション、歌、クラフトなどの実技のスキルアップ、参加者相互の情報交換

■子どもの居場所づくり事業

学校施設等を活用し、放課後の子どもの居場所をつくり、地域の人々とのふれあい、異年齢間の交流による豊かな遊びを通して、子どもたちの創造性豊かな心、共感する心を養い、子どもたちの健全育成を図る。現在、曾谷小・塩浜学園・鶴指小・市川小・宮田小・八幡小・稲荷木小・平田地域ふれあい館・富美浜小の9ヶ所で開設している。

■コミュニティクラブ事業

各中学校区・義務教育学校区に組織されているボランティア組織と委託契約を結び、「遊び」を通して地域の子どもの健全育成を目指し、将棋教室やいけばな教室等の継続活動、イベント的な活動、自由遊びの場を実施している。また、その活動を通して、子どもたちの成長を支える地域社会並びに生涯学習社会の構築を目指すものである。

■体験学習事業

市内在住・在学の児童・生徒及び保護者を対象に体験学習（稲作体験・農業体験）を通し、自然や人とのふれあい、勤労と収穫の喜びを体験することにより、親子の情愛を深め、心豊かな子どもたちを育てていくものである。

○ 少年自然の家

■少年自然の家活動

自然の中で、集団宿泊生活などを通して、情操や社会性を豊かにし、少年の健全育成を図る施設である。心身の発達や自立への可能性を高めることを目的とした野外炊事・野外スポーツ・オリエンテーリング・キャンプファイヤー等を行うとともに、平成28年度は、「チャレンジャースクール」、「親子宿泊体験」、「親子お月見の会」、「親子で火を囲もう」「バラ祭り」などの主催・共催事業を計画し、市民に親しまれる施設運営を図っている。

■プラネタリウム事業

小中学生を対象に、プラネタリウムを用いた理科学習（天体の解説）を各校の要請に応じ実施している。また、毎週土・日曜日（7・8月は日曜日のみ）には一般投影、祝日（元旦を除く）には臨時投影をするとともに、年2回（6月・12月）のプラネタリウムコンサートを開催し、市民に心の潤いの場を提供している。

○ 少年センター

■少年補導員活動事業

少年の健全育成を目的として、非行の早期発見・未然防止のため、160名の少年補導員と市川・行徳両警察署の協力を得て、午前・午後・薄暮・夜間の時間帯に分け、繁華街、公園、ゲームセンター等を巡回し、市内全域の補導活動を実施し、少年の非行の防止に努めている。

■少年相談事業

学校や職場、日常生活の中で何らかの悩みのある少年（小学校就学から20歳未満の児童、生徒、学生、有職・無職少年）と、その保護者及び少年に身近な大人を対象として、専門の相談員が電話、eメール、面接による相談に応じている。

■社会環境浄化啓発活動事業

少年の非行及び犯罪の発生予防を目的として、少年（青少年）に有害な社会環境の浄化（改善）活動、非行防止活動、及び少年の健全育成のための事業を行っている。主な活動としては、薬物乱用防止キャンペーンを実施している。平成28年度の薬物乱用防止キャンペーンは、10月に実施予定。

2 社会教育課

■公民館

①運営事業・維持管理事業

市内16公民館では、身近な生涯学習の拠点として供するため、施設の維持や安全性の確保等に努め、突発的な故障や不具合による利用停止を防ぐとともに、円滑な公民館運営を実施。

②主催講座活動事業

学習機会の提供等、生涯学習を推進するため、必要課題や要求課題等をテーマとした主催講座を実施。

主催講座開催数 305講座(予定)

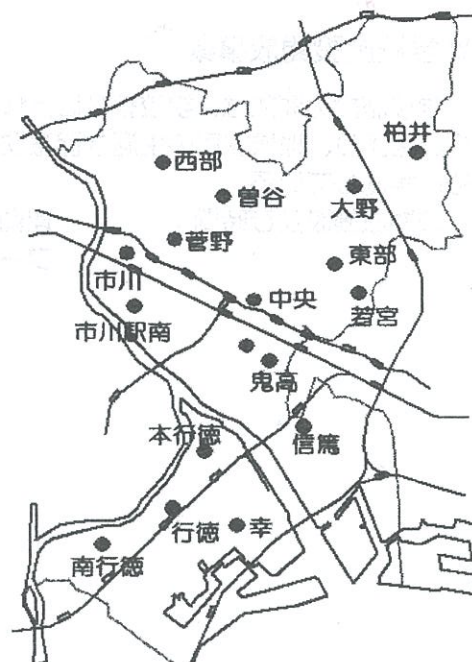
③営繕事業

多くの公民館が、開設後30年以上経過しており、施設の老朽化に伴い、使い勝手の悪さや日常生活の洋式化等の変化に対応するため、小破修繕を含め、計画的な修繕を実施。

また、施設の安全性・快適性・長期保全の観点から、建物及び設備等の改修工事の実施。

改修工事 東部公民館外壁・屋上防水工事
曾谷公民館エレベータ改修工事

【市内の公民館】



■成人式祝賀事業

成人を迎え、大人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝い励ます事業。

平成9年度から18~20歳の青年からなる公募等の実行委員会方式を採用し、式典内容の企画を行っている。本年度は、平成29年1月8日に市川市文化会館で新成人の集いを開催する。

■いちかわ市民アカデミー講座事業

市内3大学の協力により、大学の教室を学習会場とし、受講生には、知識の習得や仲間作りとともに、学習成果を活かした地域貢献への発展も期待して、年間学習テーマに基づき講座を実施している。

・募集人員 各大学 70名 回数 各大学(6月~2月)10回/年

■家庭教育学級運営事業

子どもの健やかな成長のため、家庭の役割とその重要性について1年間計画的に学習する家庭教育学級を支援する事業。学級は市内市立幼小中特別支援学校・義務教育学校の61学級に開設。各学級での自主運営講座(年間2回以上)に加えて、文科省・県の資料を紹介する『指導員派遣講座』(各学級年間1回)と、各学級生が自由に参加できる『共通講座』(年間10回程度)を設け、家庭教育充実のための啓発活動を活性化させる。

■コミュニティサポート事業

各学校区に「コミュニティサポート委員会」を設置し、子どもにかかる情報交換や意見交換を行うことで、学校と地域諸団体の連携・協力の場としている。各学校区に設置した委員会を推進するために、全市的な組織として「コミュニティサポート推進委員会」を設置し、「子どもたちの健全育成」と「地域コミュニティづくり」、「生涯学習社会の創造」を目的としている。また、平成25年度より、地域人材による学校支援活動を活性化させるため、『学校支援コーディネーター』の配置に取り組み、今年度は、45校に委嘱している。

3 中央図書館

■図書館の整備とネットワーク

6ヶ所の図書館を設置し、また自動車図書館による巡回サービスや、小学校内に設置された市民図書室、また公民館図書室、男女共同参画センターや情報プラザなどの市の機関、更には市内の大学図書館との連携による閲覧・貸出・返却・相互利用や相互貸借による事業を展開している。

- ・図書館5館1室
- ・市民図書室4室（塩焼・稲越・福栄・大柏）
- ・公民館図書室4室（大野・西部・曾谷・東部）への図書館システム端末設置

■利用の促進について

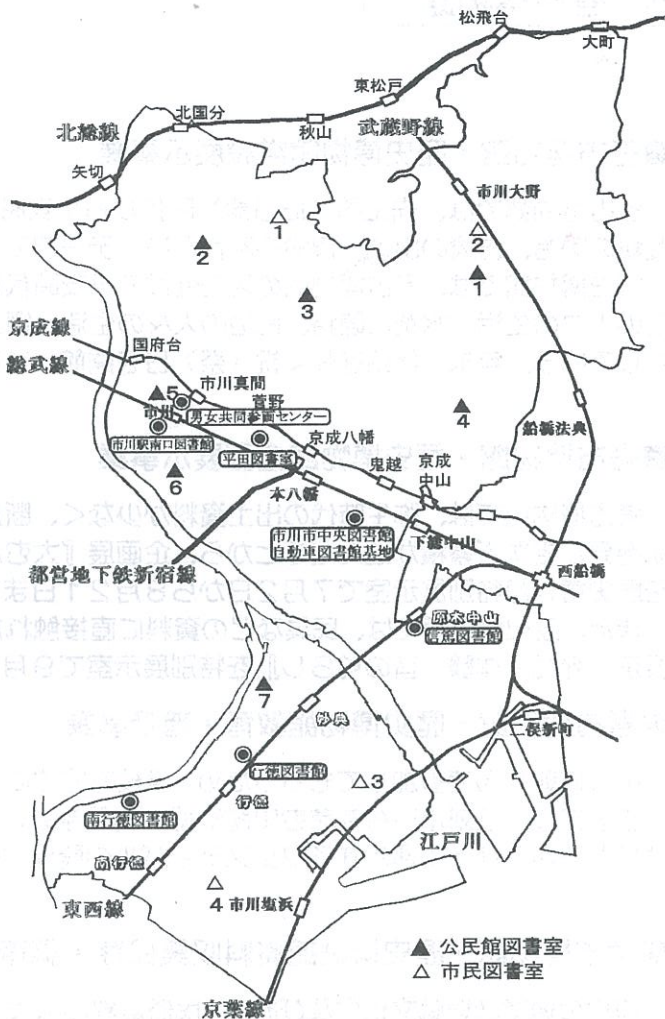
県内公共図書館ネットワーク相互協力による図書提供、レファレンスサービスによる課題解決支援機能、メールマガジン、フェイスブックやホームページ等でのPR、祝日開館等の施策により市民の利用を促進し、さらに多くの市民に利用していただけるようサービスの充実に努める。

- ・貸出数 3,130,714点
- ・リクエスト 515,517件
- ・相互協力（借用）5,528冊
- ・レファレンス受付 74,934件

（平成27年度）

■蔵書の整備構築

図書、逐次刊行物、映像・音響資料等を購入し、分類・配架など組織化して市民に提供し、市民の書齋として多様化、高度化するニーズに対応しながら将来にわたって保存していく。



No.	公民館図書室 (▲)	No.	市民図書室 (△)
1	大野公民館図書室	1	稲越市民図書室
2	西部公民館図書室	2	大柏市民図書室
3	曾谷公民館図書室	3	塩焼市民図書室
4	東部公民館図書室	4	福栄市民図書室
5	市川公民館図書室		
6	市川駅南公民館図書室		
7	本行徳公民館図書室		

	中央	行徳	信篤	南行徳	平田	駅南	自動車	市民図書室	公民館図書室	ウィズ	情報プラザ他	合計
所蔵数 ※	780,098	156,592	65,122	44,769	43,522	88,158	17,966	74,509	108,938	16,146		1,395,820
貸出数 ※	1,391,724	637,415	113,320	103,736	84,726	552,165	24,912	78,748	105,263	8,320	30,385	3,130,714

※ CD (25,706枚)・DVD (2,863枚)・ビデオ (4,411点)、逐次刊行物 418タイトル を含む (平成27年度)

■蔵書管理効率化事業

- ・中央図書館閉架書庫への集密書架増設
- ・ICタグによる蔵書管理の拡大

4 考古博物館

■考古博物館・歴史博物館常設展示事業

考古博物館では、先土器（旧石器）時代から平安時代前半までの歴史を、最初の住民、貝塚の形成、農耕の開始、古墳の出現、律令の時代というテーマで、5室に分けて展示紹介している。

歴史博物館では、考古博物館の後を受けて平安時代後半から現代までの歴史を、中世以降の市川、海辺の人々の生活、水路と陸路、台地の人々の生活、郷土コーナーというテーマで、5室に分けて展示紹介している。年末・年始を除く祝（祭）日を開館している。

■考古博物館・歴史博物館企画展示事業

考古博物館では、弥生時代の出土資料が少なく、断片的な常設展示にとどまっていたが、平成以降に新発見が相次ぎ蓄積が進んだことから、企画展『大むかしのいちかわ』一米づくりがはじまったころーを歴史博物館特別展示室で7月2日から8月21日まで開催した。

また、歴史博物館では、民具などの資料に直接触れたり使ったりする体験学習とタイアップした企画展示『発見・体験 昔の暮らし』を特別展示室で9月13日から平成29年2月3日まで開催する。

■考古博物館・歴史博物館教育・普及事業

市民に親しんで参加してもらうため、学校等団体に対する縄文体験や昔の暮らし体験や出張展示などの学習支援、近郊市町村を含む史跡や博物館見学会、出前を含む講座や教室・講演会、歴史カレッジ、地域と一体となって運営するフェスティバルの開催、博物館だよりの発行などの教育・普及活動を行う。

■考古博物館・歴史博物館資料収集保存・調査研究事業

市川の豊富な埋蔵文化財及び歴史・民俗資料の滅失・散逸を防ぐため、資料を収集・整理・保存する。また、これらの資料の調査・研究を更に進め、その成果を展示や教育・普及事業に活用して、市民に市川の歴史・郷土に対する認識を深めてもらうことに努める。

■自然博物館常設展示事業

市川の自然に関する標本や剥製などの資料及び解説パネル、視聴覚機器を配置し、4つのテーマと飼育展示により市内の自然について学ぶことができるよう常時展示をしている。年末・年始を除く祝（祭）日を開館するほか、大町公園自然観察園でのホテル観賞期間中の金・土・日・休に開館時間延長を実施している。

■自然博物館教育普及事業

市民に自然に親しんでもらう場や機会の提供のために、「長田谷津散策会」「おやこ自然観察会」「季節を感じる散策会」等の主催行事を開催している。また、少年自然の家に宿泊する市内小学4年生に対して大町自然観察園での自然観察・自然体験活動など学校の要請による学校支援活動や各種団体への講師派遣、博物館だよりの発行、Webでの情報発信等の教育普及活動を行っている。

■自然博物館資料収集整理・調査研究事業

標本、剥製、写真、調査資料等博物館資料を収集、整理し、良い状態を保てるよう留意して収蔵し、

調査研究の成果を展示や教育普及活動に活用している。

■史跡整備保存維持管理事業

文化財保護法にもとづき史跡の保存と維持管理、活用を図ることを目的として、用地の公有化を推進し、環境整備を実施するもの。

28年度、29年度で史跡下総国分寺 附 北下瓦窯跡の保存管理計画策定に取り組む。

■埋蔵文化財保護事業

個人住宅建設等の開発行為に先立ち、文化財保護法にもとづき埋蔵文化財保護の観点から発掘調査や出土品等の整理を実施するもの。一部事業に対して国・県から補助がある。

■指定文化財保護事業

市川市文化財保護条例にもとづき、指定した文化財の維持管理に関する補助を行うもの。また新たな指定文化財候補について調査、検討の実施や文化財案内板などの整備を実施するもの。

市川市のコミュニティ・スクール

コミュニティ・スクールとは、
「学校運営協議会」を設置している学校を指します

- 平成 28 年 5 月に、市川市立塩浜学園を「学校運営協議会の設置校」に指定し、コミュニティ・スクールとしています。

塩浜学園の学校運営協議会

第 1 回学校運営協議会概要

- 《日時》 平成 28 年 6 月 4 日（土） 13 時 30 分～15 時 40 分
 - 《場所》 塩浜学園前期課程校舎 図書室
 - 《構成》 学識経験者・地域関係者代表・保護者代表・指定学校の校長・指定学校の教職員（計 15 名）
 - 《次第》 指定書交付、委員の任命
協議・報告及び意見交換
- ①塩浜学園学校運営協議会の活動について
 - ②平成 28 年度学校運営についての基本方針の承認及び意見
 - ③地域学校協働本部について
 - ④学校の施設整備について
- など



指定書の交付



運営協議会 会長挨拶
増井 聖徳大学副学長

第 2 回学校運営協議会概要

- 《日時》 平成 28 年 7 月 23 日（土） 13 時 30 分～15 時 00 分
 - 《場所》 塩浜学園前期課程校舎 図書室
 - 《構成》 学識経験者・地域関係者代表・保護者代表・指定学校の校長・指定学校の教職員（計 15 名）
 - 《次第》 協議・報告
- ①「はまっこくらぶ」「はまっこサポート」の立ち上げについて
 - ②一学期の活動について
 - ③前期評価「学校関係者評価」の方法について
 - ④海洋教育について
- など



学校運営の
基本方針の
説明



協議の
様子

1 学校運営協議会（平成16年に制度化）

- 学校運営協議会は、保護者や地域の方が、一定の権限を持って、学校運営に参画する仕組みです。
- 学校運営協議会によって、家庭・学校・地域が一体となってより良い教育環境の実現に取り組むことができます。



主な役割として次の3つがあります。

- 校長の作成する学校運営の基本方針を承認する（必須）
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができること（任意）
- 教職員の任用に関して、教育委員会に意見が述べるができること（任意）

学校の中であって、学校運営を支える、学校の応援団

2 コミュニティ・スクールのメリットと魅力 <文部科学省資料より>

コミュニティ・スクールの仕組みを取り入れるメリット

- ① 組織的・継続的な体制の構築⇒持続可能性
 - 校長や特定の教職員の異動があっても、地域との組織的な連携・協働体制がそのまま継続できる「持続可能な仕組み」です。
- ② 当事者意識・役割分担⇒社会総掛かり
 - 子どもたちがどのような課題を抱えているのか、地域でどのような子どもを育てていくのか、何を実現していくのかという「目標・ビジョンを共有」できます。
- ③ 目標・ビジョンを共有した「協働」活動
 - 学校や地域・子どもたちが抱える課題に対して関係者が皆当事者意識を持ち、「連携・協働による取り組み」ができます。

子供にとっての魅力

- 子供たちの学びや体験活動が充実します。
- 自己肯定感や他人を思いやる心が育ちます。
- 地域の担い手としての自覚が高まります。
- 防犯・防災等の対策によって安心・安全な生活ができます。



教職員にとっての魅力

- 地域の人々の理解と協力を得た学校運営が実現します。
- 地域人材を活用した教育活動が充実します。
- 地域の協力により子供と向き合う時間が確保できます。



保護者にとっての魅力

- 学校や地域に対する理解が深まります。
- 地域の中で子供たちが育てられているという安心感があります。
- 保護者同士や地域の人々との人間関係が構築できます。



地域の人々にとっての魅力

- 経験を生かすことで生きがいや自己有用感につながります。
- 学校が社会的つながり、地域のよりどころとなります。
- 学校を中心とした地域ネットワークが形成されます。
- 地域の防犯・防災体制等の構築ができます。

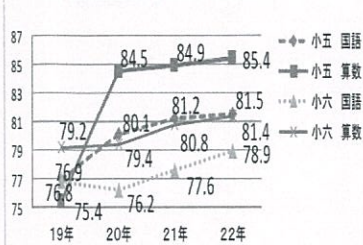


学力向上への対応

<東京都三鷹市の小・中学校>

- 平成20年度までに市内全校を指定し、全中学校区で小中一貫コミュニティ・スクールを推進。
- 学校運営協議会の実働組織（学習ボランティア等）の協力や、家庭の教育力向上によって学力向上に成果が出ている。

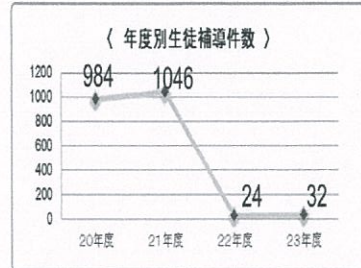
市学習到達度調査 小五・六 平均正答率



生徒指導上の課題への対応

<福岡県春日市の中学校>

- 平成18年度にコミュニティ・スクールを導入。中学校区のコミュニティ・スクール間で、生徒指導上の課題等について課題を共有し、その解決に向けて協働による支援を充実。
- 住民による地域パトロール、声かけの徹底により、補導件数が激減。



3 国が示す方向性「これからの学校と地域の目指すべき連携・協働の姿(中央教育審議会答申より)」

① 地域とともにある学校への転換

- 学校と地域住民等が、地域でどのような子どもたちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを共有し、一体となって子どもたちを育て「地域とともにある学校」へと転換していく。

② 子どもも大人も学び合い育ち合う教育体制の構築

- 地域の一部の人々だけが参画し協力するのではなく、地域全体で子どもたちの学びを展開していく環境を整えていく。
- 子どもを軸に据え、様々な関係機関や団体等がネットワーク化を図り、子どもたちを支える一体的・総合的な教育体制を構築する。

③ 学校を核とした地域づくりの推進

- 一方的に、地域が学校・子どもたちを応援・支援するという関係ではなく、子どもたちも地域で学ぶ、あるいは、地域課題の解決に向けて学校・子どもたちが積極的に貢献するなど、学校と地域がパートナーとして連携・協働し、学校と地域の双方向の関係づくりを推進する。

- これからの学校と地域の目指すべき連携・協働の姿を具現化していくためには、学校と地域の双方で連携・協働を推進するための組織的・継続的な仕組みを構築していく必要がある。

○ 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の導入

- 今後、全ての公立学校において、学校運営協議会制度を導入した学校（コミュニティ・スクール）を目指すべきである。

○ 地域学校協働本部の整備

- 従来の学校支援地域本部活動や放課後子ども教室等の個別の取り組みを有機的に結び付け、個別の活動から総合化・ネットワーク化を図り、「地域学校協働本部」を整備する。

4 市川市の方針

平成33年度を目途として

- 学校運営協議会を、全ての公立幼稚園・学校に設置します。
- 地域学校協働本部を中学校ブロック単位で整備します。

5 市川市が目指す学校運営協議会

(1) 委員



【市川市学校運営協議会の設置等に関する規則】

第4条 協議会は、委員15人以内で組織する。

第5条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

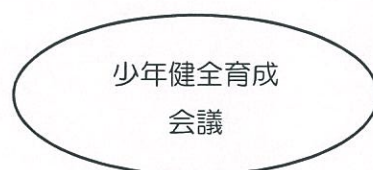
- (1) 指定学校に係る地域住民
- (2) 指定学校に係る保護者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 指定学校の校長
- (5) 指定学校の教職員
- (6) その他教育委員会が適当と認める者

2 委員の任期は、1年とする。

4 委員は、再任されることができる。

(2) 設置

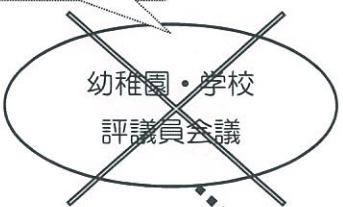
現在の体制 それぞれが個別に会議を開催



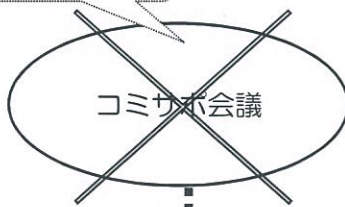
これからは…

今後の体制 個別の会議は行わず、学校運営協議会として開催する。

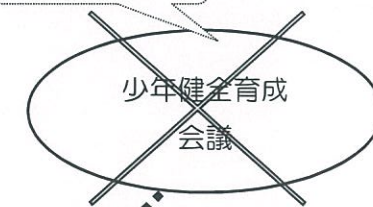
会議は行わない



会議は行わない



会議は行わない



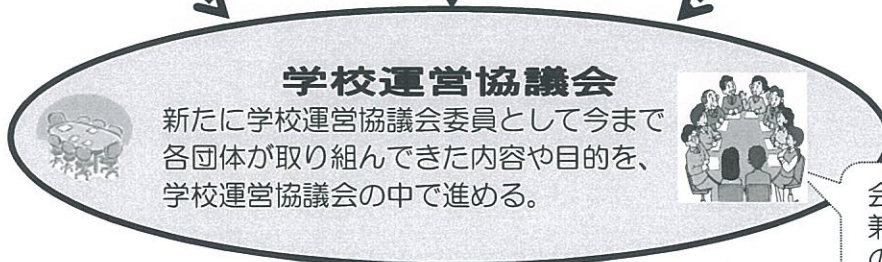
委員・目的



委員・目的



委員・目的



会議が精選され、兼務されている方の負担が軽減。

(3) 役割

① 校長の作成する学校運営の基本方針を承認する（必須）

- 園・学校長が協議会委員へ経営方針を説明し、承認を得る。



② 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べる（任意）

- 「挨拶の指導に力を入れてほしい」「校舎のバリアフリー化を進めてほしい」等、学校行事や授業改善、生徒指導、教育環境等について意見を述べる。
- 家庭・学校・地域連携の視点から情報や意見の交換を行う ← コミサボ委員会の目的
- 少年の健全育成を図るための意見交換を行う ← 少年健全育成会議の目的



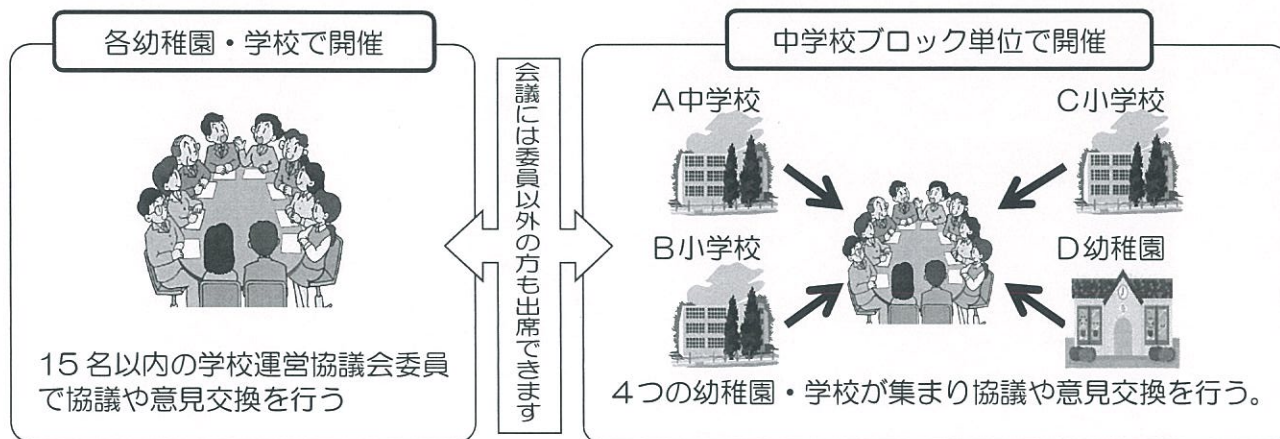
③ 教職員の任用に関して、教育委員会に意見を述べる（任意）

- 「地域連携の核となる社会教育主事資格者の教員の配置」「〇〇部を強化するための教員の配置」「小学校に中・高の英語の免許を所有する教員の配置」等、学校の課題解決や教育の充実のために校内体制の整備充実を図る観点での意見が述べられる。

④ 学校関係者評価を行う（必須）

- 学校運営協議会において、学校評価の結果を踏まえた評価を行い、その結果を公表する。← 評議員の目的

(4) 運営



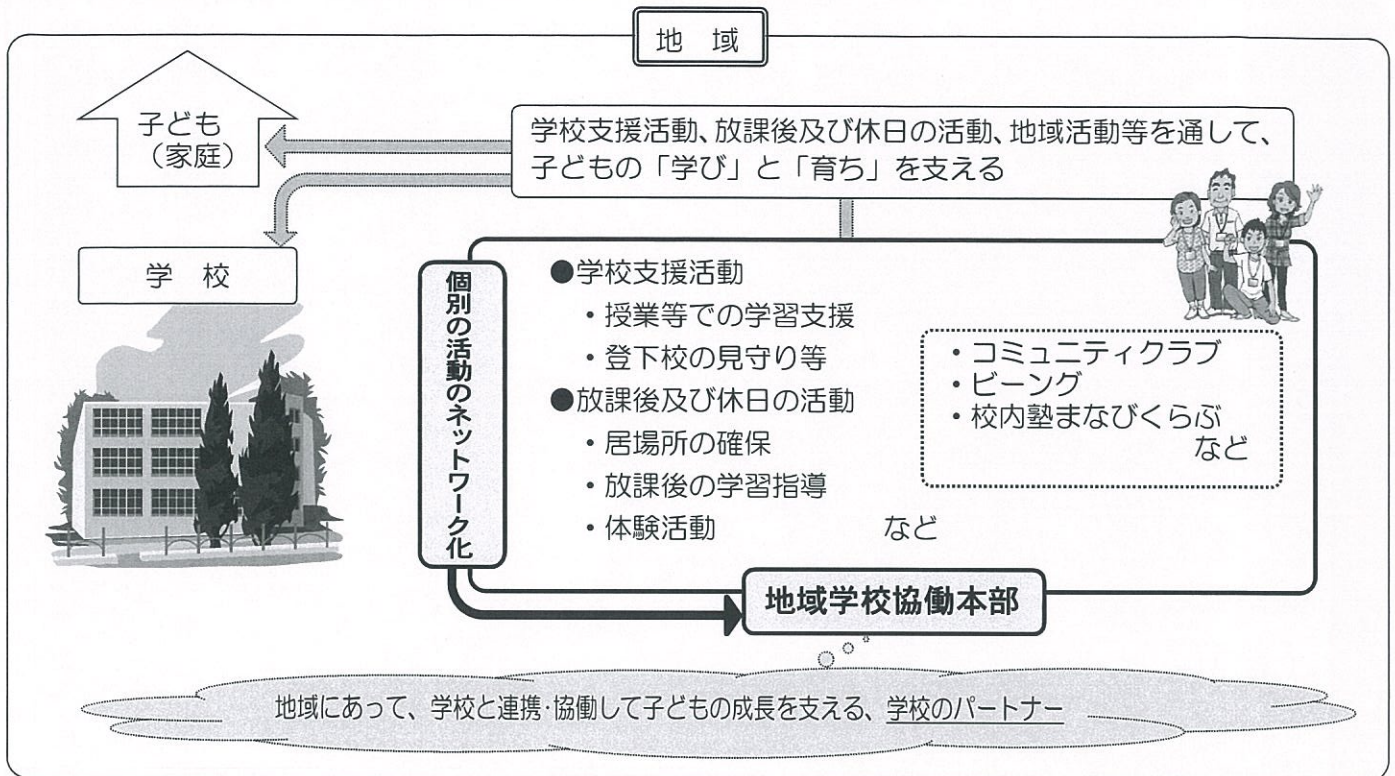
【会議開催の例】

回	月	会議開催の形態	協議の内容
1	5	各幼稚園・学校	① 校長の作成する学校運営の基本方針を承認する
2	7	中学校ブロック	② 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べる
3	10	中学校ブロック	② 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べる
4	12	中学校ブロック	② 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べる ④ 学校関係者評価を行う
5	2	各幼稚園・学校	③ 教職員の任用に関して、教育委員会に意見が述べる ④ 学校関係者評価を行う

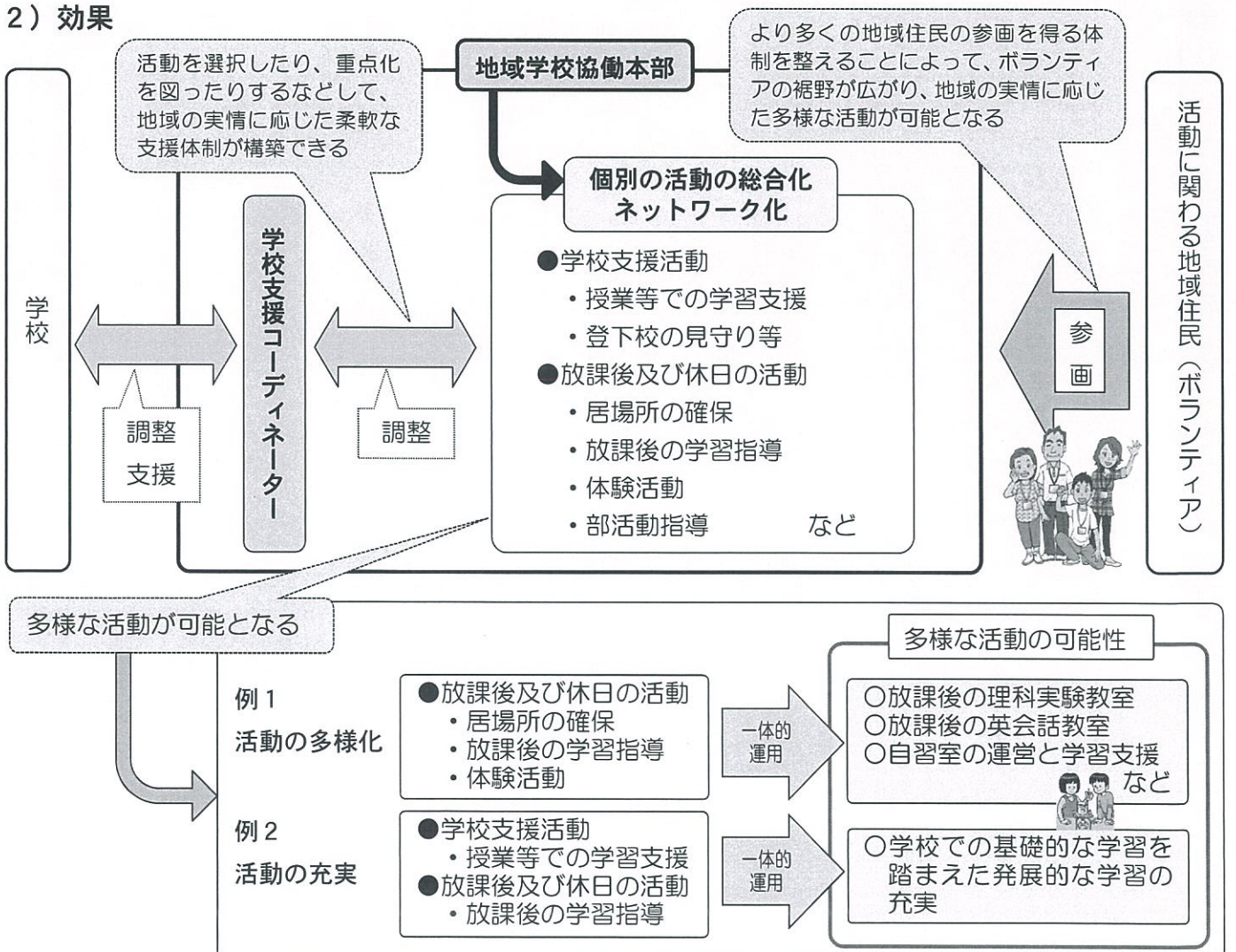
6 市川市が目指す地域学校協働本部

(1) 概要

- 地域学校協働本部とは、社会教育のフィールドにおいて地域の人々や団体により「緩やかなネットワーク」を形成した、任意性の高い体制としてイメージされるものです

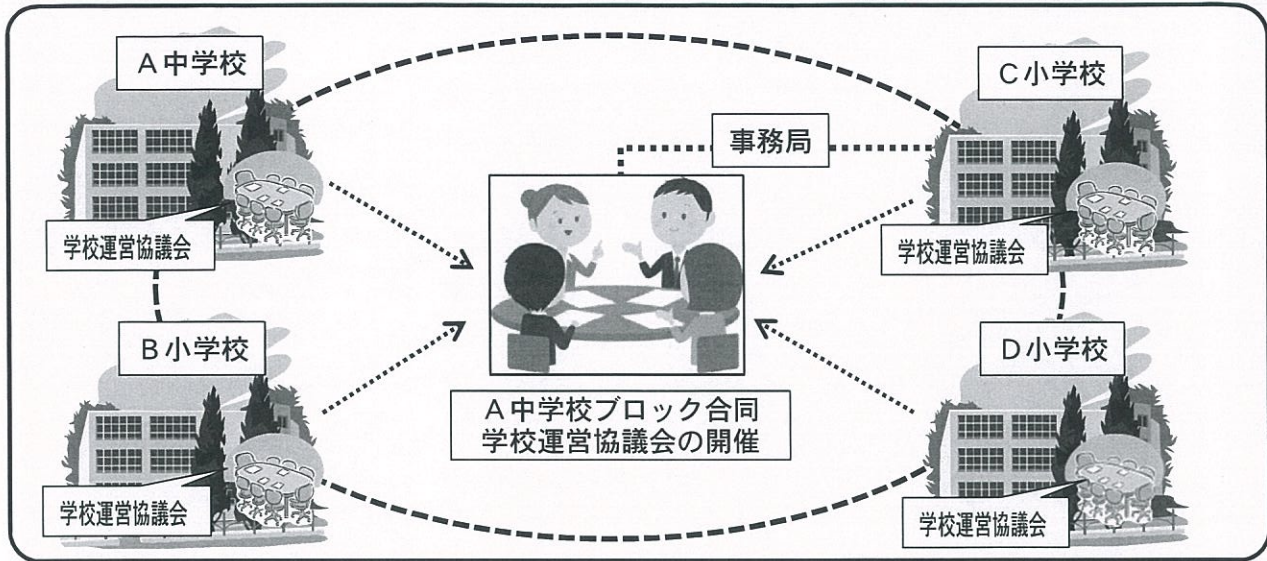


(2) 効果

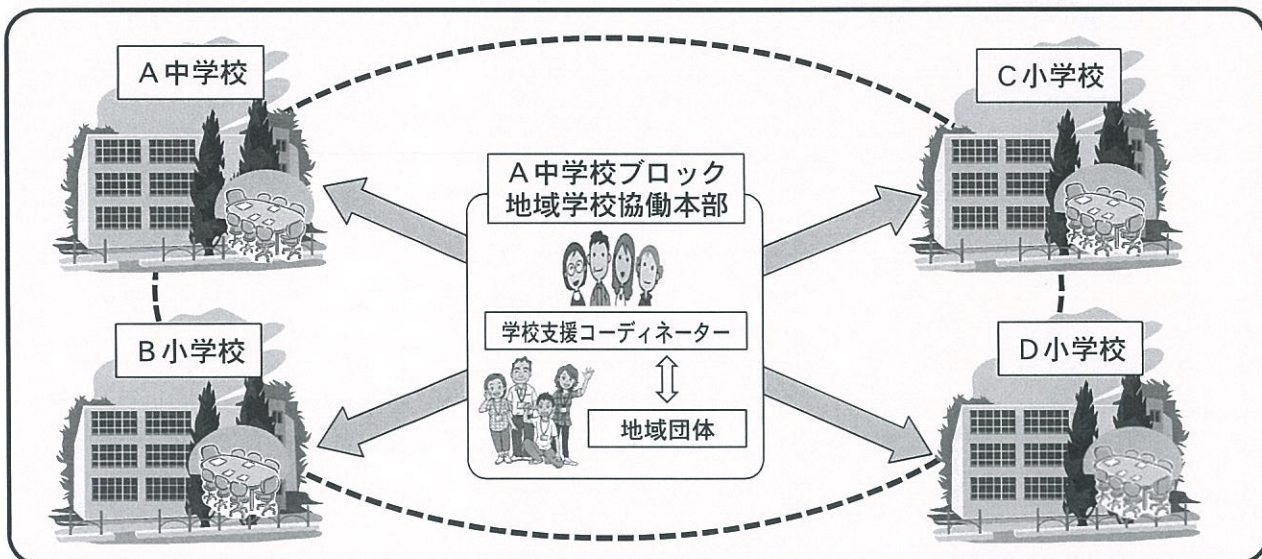


(3) 整備

- 中学校ブロック合同の運営協議会を開催し、地域学校協働本部の整備について話し合う



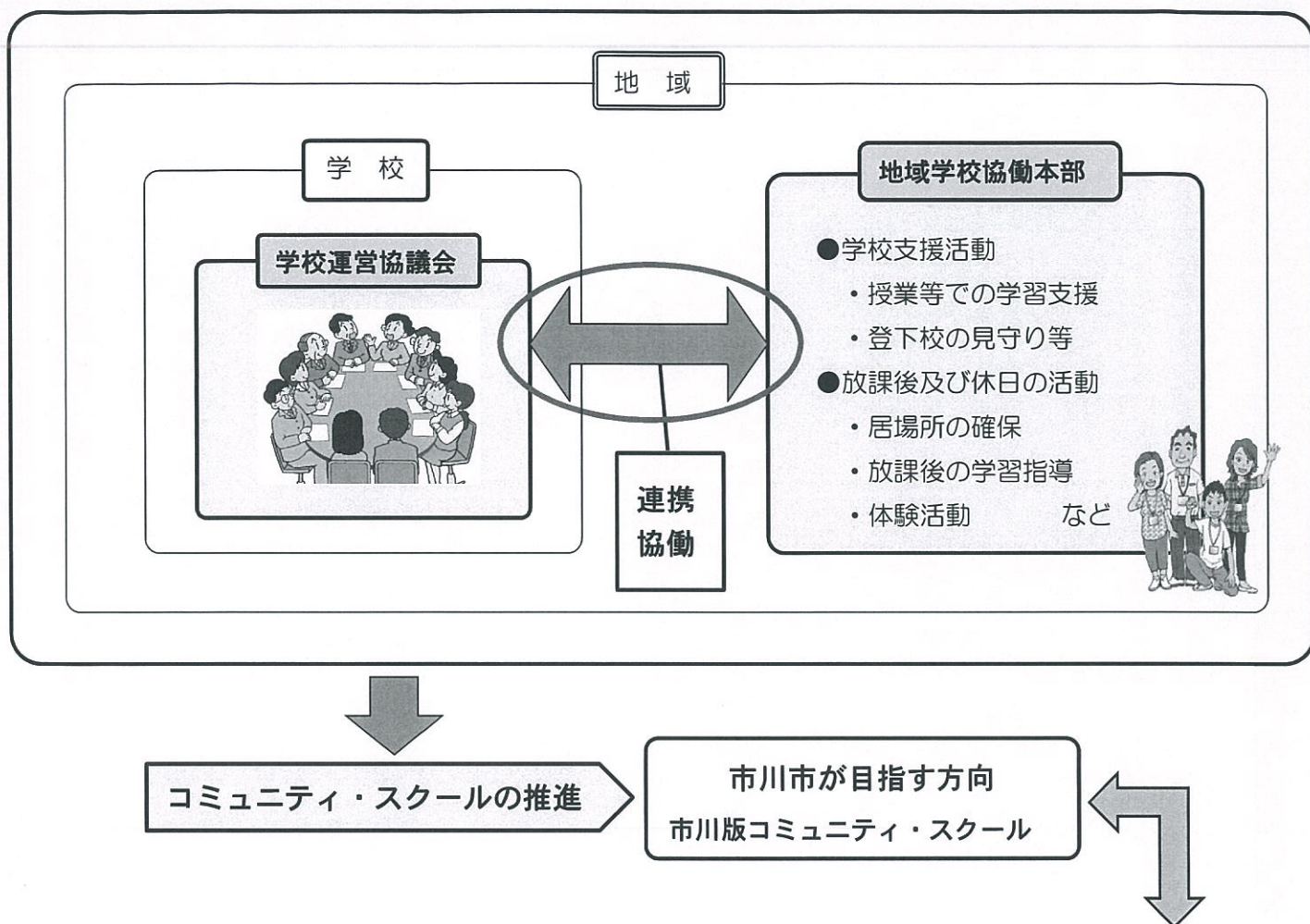
- 中学校ブロック合同の運営協議会が示す方向に沿って、地域学校協働本部を整備する



地域学校協働本部は中学校ブロック単位で整備します

- 市川市では、教育の基本理念である「人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育」をふまえて、「学びや育ちの連続性を、社会との連携により強化し、個々の成長を地域で支える教育を進める」ことを教育振興の基本的な考えの一つとしています。
- 学校では中学校ブロックを中心に、教職員や子どもの交流、情報の共有化等を通して、幼稚園、小学校、中学校間の連携を推進しています。
- 学校のパートナーである地域学校協働本部においても、学校種間の円滑な接続に資するための運営体制づくりを進め、地域ぐるみで子どもの学びや育ちを途切れることなく支える体制とします。

7 学校運営協議会と地域学校協働本部の連携・協働



学校運営協議会の設置や地域学校協働本部の整備は、

- ・これまで市川市が目指してきた方向を転換するものではなく、充実・発展を目指すものです。
- ・これまで取り組んできた家庭・学校・地域の連携施策を基盤として、継続性をもって進めることによって、市川市の実情に応じた家庭・学校・地域の連携・協働の取り組みが推進され、市川の教育力向上が図られます。

8 スケジュール

期間	年	内容
研究期間 ○モデル校設置による研究期間	27	○塩浜学園運営委員会を設置し、学校と家庭・地域が協働して学校づくりを進める体制を整備する。
	28	○塩浜学園運営委員会を発展させ、塩浜学園に学校運営協議会を置き、コミュニティ・スクールとする。合わせて地域学校協働本部の整備を開始する。
	29	○塩浜学園のほか、中学校ブロックを単位として複数のモデル校を設置し、コミュニティ・スクール導入に係る研究を進める。
移行期間 ○中学校ブロックを単位とする移行期間	30	○モデル校の研究成果を市内全域に発信する。
	31	○全幼稚園及び学校に学校運営協議会を置き、コミュニティ・スクールに指定する。
	32	○全中学校ブロックで合同学校運営協議会を開催し、地域学校協働本部整備に係る検討を進める。
完全実施 ○市内全域で実施	33	○全中学校ブロックに地域学校協働本部を整備し、地域学校協働活動を推進する。 ○学校運営協議会と地域学校協働本部の連携・協働する仕組みを構築する。